

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた
福島県と国際原子力機関との間の協力に関する覚書の署名

平成24年12月15日

福島県

1. 12月15日、福島県郡山市において、原子力安全に関する福島閣僚会議の際に、佐藤雄平福島県知事と天野之弥国際原子力機関（IAEA）事務局長との間で、「東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた福島県と国際原子力機関との間の協力に関する覚書」への署名が行われました。
2. 本覚書は、福島県とIAEAとの間で、協力活動を行うという双方の意思を確認するために作成されるものです。
3. 本覚書には「放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する福島県と国際原子力機関との間の実施取決め（※1）」及び「人の健康の分野における協力に関する福島県立医科大学と国際原子力機関との間の実施取決め（※2）」が添付されています。また、本覚書では、IAEAは、これらの実施取決め及び原子力安全に関する福島閣僚会議に鑑み、福島県において様々な協力プロジェクトを行う意図を有し、福島県はIAEAとの協働活動の円滑な実施を確保するように同活動に従事する意図を有していることに言及しています。
4. さらに、本覚書では、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、「緊急事態の準備及び対応の分野における協力に関する日本国外務省と国際原子力機関との間の実施取決め（※3）」が作成されたこと、並びに、同取決めに基づいて行われる訓練活動、福島県に保管される機材、及びその保管施設が、それら全体で「IAEA緊急時対応能力研修センター」と称されることに言及しています。
5. 本覚書で言及されている、福島県におけるIAEAの協力プロジェクトの

概要は別添のファクトシートのとおりです。

※1 「放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する福島県と国際原子力機関との間の実施取決め」

本実施取決めは、放射線モニタリング及び除染の分野における福島県とIAEAとの間の協力に関する枠組みを定めるものであり、①放射線モニタリングに関する調査研究、②オフサイト除染に関する調査研究及び③放射性廃棄物管理に関する調査研究を協力の範囲として特定している。

※2 「人の健康の分野における協力に関する福島県立医科大学と国際原子力機関との間の実施取決め」

本実施取決めは、人の健康の分野における福島県立医科大学とIAEAとの間の協力に関する枠組みを定めるものであり、①健康管理調査、②能力開発及び研究、③啓発の強化並びに④専門家による支援及び情報の交換を協力の範囲として特定している。

※3 「緊急事態の準備及び対応の分野における協力に関する日本国外務省と国際原子力機関との間の実施取決め」

本実施取決めは、緊急事態の準備及び対応の分野における外務省とIAEAとの間の協力のための枠組みを定めるものであり、①IAEAの放射線モニタリング機材の調達と同機材の福島県における保管、②地方、国及び国際的な専門家のための研修等の実施、③アジア太平洋地域において、原子力緊急事態を避けるためのあらゆる努力にもかかわらず同事態が発生した場合における同機材の使用を協力の範囲として特定している。

(以上)

(ファクトシート)

福島県における IAEA 協ガプロジェクト

1. 放射線モニタリング及び除染

(1) 福島における除染

- － 技術的アドバイスのため IAEA 及び国際的な専門家から構成される IAEA ミッションを派遣する。
- － 地元におけるワークショップの開催を通じた、環境モニタリング、被ばく経路調査、被ばくを低減させ又は回避する可能性、日常生活のための放射線安全、住民の帰還等に関する支援を行う。

(2) 除染活動から生じた放射性廃棄物の管理

- － 技術的アドバイスのため IAEA 及び国際的な専門家から構成される IAEA ミッションを派遣する。
- － 地元及び政府の関係機関との意見交換を通じた、放射性廃棄物の保管、放射性廃棄物の処理、放射性廃棄物を取り扱う際の放射線被ばく等に関する支援を行う。

(3) 無人航空機 (UAV) による環境マッピング技術の活用

- － 福島におけるモニタリングに使用するため、UAV に搭載した可動型ガンマ線分光システムのプロトタイプを開発する。
- － 専門家会合を開催しフィールドテストを実施する。研修及び技術的支援を実施する。

(4) 分かりやすいマップ作成のための放射線モニタリング・データ活用上の支援

- － 放射線モニタリング・データ活用上の技術的アドバイスのため、IAEA 及び国際的な専門家から構成される IAEA ミッションを派遣する。

(5) 放射線安全及びモニタリング・プロジェクトの管理支援

- － 福島と IAEA との協力プロジェクトを調整するため、福島における IAEA の連絡役として、IAEA 専門家を任命し、必要に応じて技術的アドバイスを提供する。

2. 人の健康

(1) 医療関連専門家及び医学生有能力開発による放射線医学教育の強化

- － 2013年末に福島県立医科大学において関連する国際シンポジウム及びその他の技術会合を開催する。

(2) 心的外傷後ストレス障害を含む放射線災害医療における研究協力の強化

- － 医療関連専門家ワーキング・グループを設置する。
- － 原子力事故後の放射線、健康及び社会リスクに関する国際データベースを構築する。

(3) 原子力又は放射線緊急事態の際に支援を行う医学物理士のための具体的なトレーニング・パッケージの作成

- － 医学物理士のための具体的なトレーニング・パッケージを準備し、eラーニング教材を作成し配布する。
- － トレーニング・パッケージ作成のための会合及びワークショップを開催する。

3. RANET (緊急時対応ネットワーク)

(1) 能力研修センター (CBC)

- － 地元、国内及び国際的な参加者に対し、緊急事態の準備及び対応 (EPR) の分野における訓練活動を行うため、福島において「IAEA緊急時対応能力研修センター」を指定する。現時点で、少なくとも、地元又は国内の参加者のための年1回のコース及び国際的な参加者のための年2回のコースを5年間実施することが想定されている。
- － 放射線モニタリング機材を保管し、同機材を研修活動に活用し、また、アジア太平洋地域において、原子力緊急事態を避けるためのあらゆる努力にもかかわらず同事態が発生した場合にIAEAが同機材を展開する。

(2) RANETワークショップ

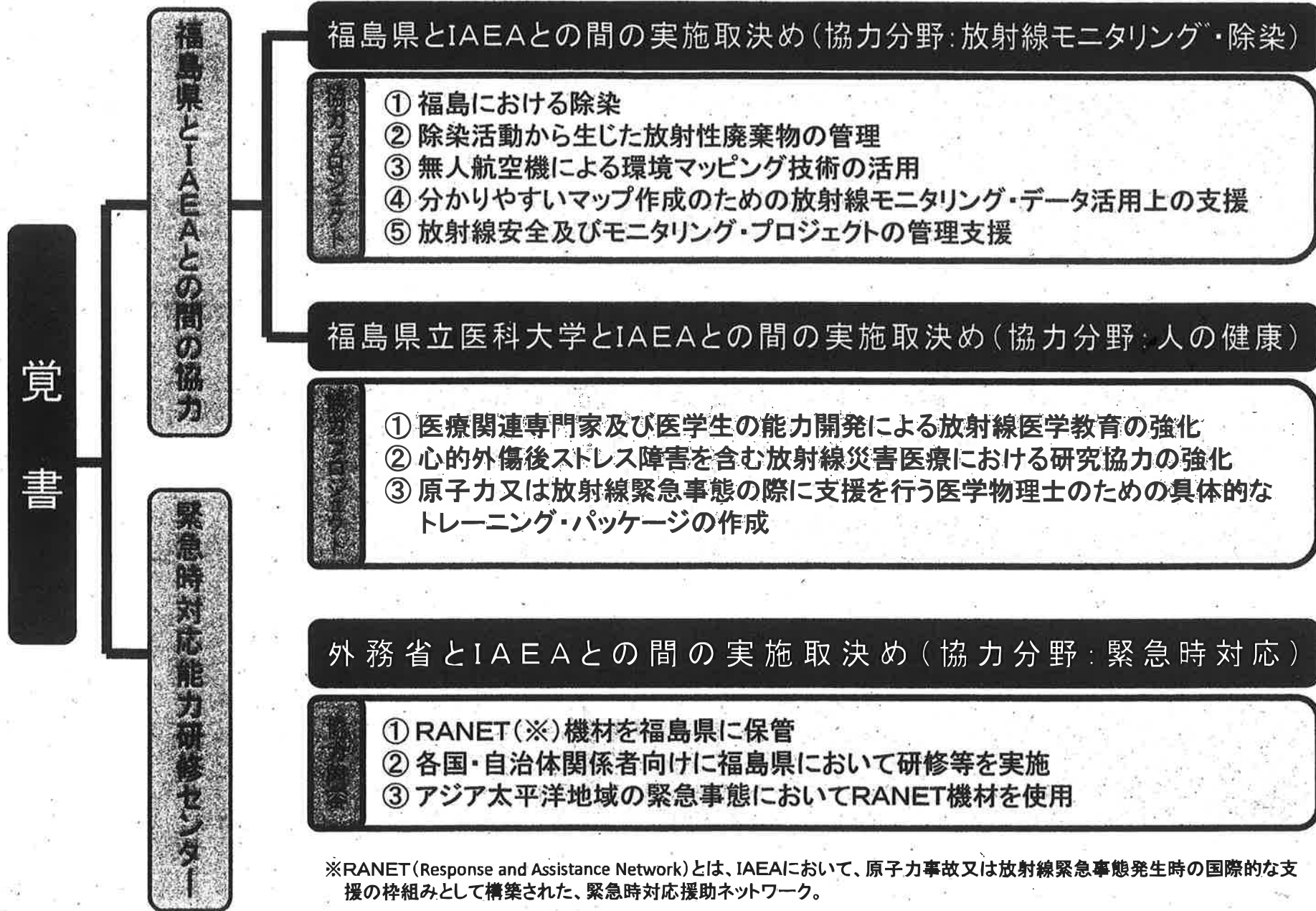
- － 2013年に福島でRANET国際ワークショップを開催する。

(以上)

福島県とIAEAとの間の協力に関する覚書の概要

平成24年12月15日
福島県

5



※RANET(Response and Assistance Network)とは、IAEAにおいて、原子力事故又は放射線緊急事態発生時の国際的な支援の枠組みとして構築された、緊急時対応援助ネットワーク。